

一般社団法人 日本行動分析学会 学生会員年次大会発表助成制度 規程

- 第 1 条（名称） 本規程は、一般社団法人日本行動分析学会（以下、本学会）が定める「学生会員年次大会発表助成制度（以下、本助成制度）」に関して、必要な事項を定めるものである。
- 第 2 条（目的・理念） 本助成制度は、本学会に所属する学生会員の育成を目指し、学生会員の年次大会におけるポスター発表助成を目的として設立されたものである。
- 第 3 条（助成内容） 本助成制度では以下の助成を行う。
- （1）年次大会の参加費を免除する。
 - （2）年次大会において、年次大会会場までの交通費が往復 1 万円以上を要した者に対して、その証憑書類の提出を条件として、1 万円を助成する。
- 第 4 条（助成対象者） 本助成は、各年度の年次大会において、当該年度の予算額の範囲内で、以下の条件のすべてに該当する者に対して、助成を行う。
- （1）本学会に所属する会員で、学生であることを証明する所定の手続きを経たうえで正会員（1）に該当する者。もしくは、本学会に所属する会員で、所属大学・大学院において研究生の身分である者。
 - （2）助成対象となる年次大会において発表が認められたポスターの第一発表者となっている者。
 - （3）助成対象の年次大会において実際に発表を行った者。
- 第 5 条（助成対象者の選考） 助成総額が当該年度の予算額を大幅に超過することが見込まれた場合、理事会において、以下の方法で助成対象者を選考する。
- （1）過去に本助成を受けた回数が少ない者を優先する。
 - （2）過去に本助成を受けた回数が同数であった場合、それらの者から抽選で決定する。
- 第 6 条（応募方法） 助成対象となる年次大会の大会ホームページや大会通信に応募方法の詳細を記す。
- 第 7 条（規程の改廃） 本規程の改廃は理事会で決定し、代議員に報告する。

附則

- 1 本規程は、2024 年 2 月 10 日から施行する。

承認日 2024 年 2 月 10 日